

【秋田市都市計画審議会】 住民委員を募集します

都市計画審議会とは？

都市計画では、土地利用のルールや、道路・公園・下水道のような暮らしに必要な施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画を定めています。

これらの都市計画を定める場合は、都市計画法の規定に基づき設置される「都市計画審議会」により、その内容を調査・審議することとなっています。

現在、「秋田市都市計画審議会」は、学識経験者7名、市議会議員4名、関係行政機関職員5名および住民委員4名（計20名）で組織されていますが、住民委員の任期満了に伴い、新たな住民委員を次のとおり募集します。

応募期間

令和6年1月22日～2月9日

応募資格 〔～すべてに該当する方〕	秋田市に住所があり、令和6年4月20日現在で20歳以上の方 秋田市の他の審議会などの委員でない方 国および地方公共団体の議員又は常勤の職員でない方
募集人数	4名（うち女性3名） 本市では、男女共生社会の実現に向けて、女性の参画機会の拡充に取り組んでおりますので、女性の皆様の積極的なご応募をお待ちしております。
任期／開催回数	令和6年4月20日から2年間 / 年3回程度（平日の日中に開催）
報酬	本市の条例の規定に基づき支給（令和6年1月現在、日額7,300円）
応募方法	必要事項を記入した応募申込書および「持続可能な活力ある都市の実現に向けて、秋田市の課題から考えるこれからの秋田市の都市計画（まちづくり）について」をテーマにした作文（800字以内、様式自由）を、都市計画課宛てに郵送、FAX、Eメール又は直接提出のいずれかで提出してください。応募申込書は、市役所（1階市民の座、4階都市計画課）、東部・西部・南部（別館を含む）・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅東サービスセンターおよび本市ホームページで配布しています。
選考方法	応募資格を満たした方の中から、書類選考により決定し、その結果を全員にお知らせします。 なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください（個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します）。
応募期間	令和6年1月22日（月曜日）から2月9日（金曜日）まで（必着）
問い合わせ先と提出先	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市 都市計画課 計画担当 電話 018-888-5764 FAX 018-888-5763 Eメール ro-urim@city.akita.lg.jp URL https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1040706.html

